

教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり発令（6 件）したのでお知らせします。

記

I

1 教職員に関する事項

- (1) 氏 名 もちだ ともこ 持田 朋子
- (2) 学 校 名 東京都世田谷区立喜多見中学校
- (3) 職 名 主任養護教諭
- (4) 年 齢 5 4 歳
- (5) 性 別 女

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

令和 7 年 3 月 5 日

4 処分理由

令和 6 年 8 月 1 6 日、店舗において、ブレスレットを窃取するなどした。

II

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（区部）
- (2) 職 名 主 任
- (3) 年 齢 5 2 歳
- (4) 性 別 女

2 処分の程度

停職 3 月

3 発令年月日

令和 7 年 3 月 5 日

4 処分理由

平成 3 0 年 5 月 1 7 日から令和 5 年 8 月 1 日までの間、勤務校副校長から、旅行

命令 51 件を受けたにもかかわらず、同 51 件の旅行用務を行わなかったことにより、旅費計 32,065 円を不正に受給するとともに、1 日の無届欠勤 4 回、4 時間以上の無届欠勤 2 回、4 時間以上の無届の遅参 1 回、4 時間以上の無届の早退 6 回、4 時間未満の無届欠勤 4 回、4 時間未満の無届の遅参 3 回及び 4 時間未満の無届の早退 21 回を行った。

III

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（区部）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 59 歳
- (4) 性 別 女

2 処分の程度

減給 10 分の 1 1 月

3 発令年月日

令和 7 年 3 月 5 日

4 処分理由

令和 6 年 6 月 17 日、勤務校において、同校第 1 学年男子児童にされた嫌なことについて、他の児童に対して、具体的に発言させるなどし、同男子児童に嫌悪感を与えた。

IV

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（多摩地域）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 28 歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

減給 10 分の 1 1 月

3 発令年月日

令和 7 年 3 月 5 日

4 処分理由

令和 5 年 4 月 3 日から令和 6 年 4 月 25 日までの間に、自宅から駅又は時間貸駐車場までの区間において、勤務校校長に届け出た通勤届と異なる通勤経路及び方法である自転車又は自家用自動車による通勤を行い、通勤手当 106,480 円を不正受給した。

V

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（区部）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 37歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

戒 告

3 発令年月日

令和7年3月5日

4 処分理由

令和6年11月1日から同月30日までの間に、自宅から駅までの区間において、勤務校校長に届け出た通勤届と異なる通勤経路及び方法である自転車による通勤を行い、通勤手当32,160円を不正受給した。

VI

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（多摩地域）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 25歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

戒 告

3 発令年月日

令和7年3月5日

4 処分理由

令和6年5月10日、勤務校において、同校生徒46名分の学年、学級、氏名等の個人情報に記載された教務手帳を紛失した。

【問合せ先】

東京都教育庁人事部職員課
電話 03-5320-6798（直通）